

平成22年国民生活基礎調査の改正内容(案)

調査方法の変更

○所得票を「面接他計方式」から「自計方式」へ変更

統計審議会での指摘事項

ただし、試験調査の結果を踏まえ、調査員による関与を残すものとする。

(参考)

世帯票	平成19年から自計方式
健康票	昭和61年から自計方式（平成13年から密封回収）
介護票	平成19年から自計方式
所得票	平成22年から自計方式
貯蓄票	昭和61年から自計方式（昭和61年から密封回収）

調査事項の見直し

○新しい統計ニーズに応えるための調査事項の追加

統計審議会等での指摘事項

- ・「学歴」を追加（世帯票）
- ・「同居していない者の人数」を追加（世帯票）
- ・「児童手当等」を追加（所得票）

政策ニーズ

- ・「健診後の保健指導の状況」を追加（健康票）
- ・「子宮がん、乳がんの過去2年間の受診」を追加（健康票）

○制度等の改正に伴う調査事項の変更

- ・医療保険の名称の変更（世帯票）
- ・日本標準職業分類第5回改訂に伴う変更（世帯票）
- ・介護保険法の改正に伴う経過措置の終了に伴う変更（介護票）
- ・介護保険料の所得段階区分変更に伴う変更（介護票）

○記入者負担軽減の観点から削除する調査事項

- ・一日の平均の片道通勤時間（世帯票）
- ・別居している子の人数（世帯票）
- ・世帯区分（所得票）